

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 規則改正について

岐阜県屋外広告物条例の一部改正（令和6年岐阜県条例第52号）に伴い、施行規則について下記のとおり改正を行った。

2 改正の内容

（1）許可申請※・許可更新申請の際の添付資料に、屋外広告物点検報告書を追加（第2条）

※既設の広告物や掲出物件を利用する場合

（2）「点検」に関する条を追加し、規則で定める事項を規定（第7条の2）

ア 点検の内容（第7条の2第1項）

条例に規定する点検は点検報告書（別記第二号の二様式）の内容について行うものと規定

イ 点検の時期（第7条の2第2項）

アの場合の点検は、申請前30日以内に行うものと規定

ウ 点検者の資格要件（第7条の2第3項）

条例で規定	規則で規定
・屋外広告士	・屋外広告物点検技能講習修了者 ・「広告美術仕上げに係る」技能検定合格者（1級）

エ 点検義務が除外される広告物又は掲出物件（第7条の2第4項）

- ・公職選挙法等により行う政治活動等のためのもの
- ・災害等が発生した時に緊急的に必要なもの
- ・冠婚葬祭等の臨時に表示等するもの
- ・講演会、展覧会等の会場内に表示等するもの
- ・車両等に表示するもの
- ・地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
- ・他の法令で点検が義務付けられているもの（道路標識等）
- ・はり紙・はり札等の簡易なもの
- ・壁面に直接描かれたもの

（3）改正内容を反映するため以下の様式の一部を改正

- ・別記第1号様式 屋外広告物許可申請書

- ・別記第2号様式 屋外広告物許可期間更新申請書
- ・別記第2号の2様式 屋外広告物点検報告書
- ・別記第7号様式 受領証
- ・別記第9号様式 屋外広告物改修届
- ・別記第22号様式 立入検査の証明書

(4) その他、デジタル化への対応及び文言の修正

3 公布日及び施行日

(1) 公布日

令和7年12月23日

(2) 施行日

- ・点検義務以外の規定：令和8年1月1日（2（3）及び（4））
ただし別記2号の2様式は令和9年4月1日
- ・点検義務に関する規定：令和9年4月1日（2（1）及び（2））

〔※改正後の別記第1号様式、第2号様式、第7号様式及び第9号様式について
　　いっては、改正前の用紙に所要の調整をしたものによることができる〕